

# 食品衛生法が改正されました！

平成30年6月13日公布

食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応し、食の安全を確保するため、食品衛生法が改正されました。  
改正のポイントは以下の7つです。

○平成31年4月1日施行

## 1 広域的な食中毒への対策の強化

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止のため、国や関係自治体が相互に連携・協力する仕組みが設けられました。

○令和2年6月1日施行

## 2 HACCPに沿った衛生管理の制度化 ※経過措置 令和3年5月31日まで

原則として全ての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められるようになりました。

## 3 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出

特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政へ健康被害情報の届出が求められるようになりました。

## 4 器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度が導入されました。

## 5 輸入に関する規定の整備

輸入食品の安全性の確保のため、乳製品・水産製品を輸入する場合は、衛生証明書の添付が要件となりました。

○令和3年6月1日施行

## 6 営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設

現行の営業許可の業種区分が実態に応じて見直されます。併せて、食品を扱う事業に関し、届出制度が創設されました。

## 7 食品リコール情報の報告制度の創立

営業者が自主回収（リコール）を行う場合、行政への報告が義務化されました。